平成29年7月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成29年7月28日(金) 午後3時00分 開 会 午後3時47分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

 教育長
 石川善昭

 委員
 八角 憲 男

 委員
 鈴木鷹

 委員
 大八木鷹

 委員
 伊藤晴美

4 出席職員

教育部長 山口 重幸 学校教育課長 岡田幸太郎 学校教育課課長補佐 井上 新治 指導室長(兼小児言語指導センター所長) 高野美樹子 生涯学習スポーツ課長補佐(兼文化会館長) 菅谷浩三郎 生涯学習スポーツ課長補佐(ジオパーク推進室長) 小川 正俊 市民センター所長 篠塚 信次 銚子高等学校事務長 高森 良文

教育総務課長 佐久間洋子 生涯学習スポーツ課長 柴 紀充 学校教育課課長補佐 宇野 聡 学校給食センター所長 宮内 俊行 生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)飯笹 博充 青少年指導センター所長 塚本 義雄 公正図書館長 大塚 明

5 議題等

議案第24号 銚子市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定について 議案第25号 平成30年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について 議案第26号 平成30年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について 議案第27号 市立幼稚園の再編について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成29年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。 では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

6月29日に開催いたしました平成29年6月教育委員会定例会の議事録を事前に お配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添報告事項により説明)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

ないようですので、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、先例にならい、鈴木委員、大八木委員とします。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第24号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第24号「銚子市立幼稚園園則の一部を改正する規則制定について」提案理由 を説明します。

平成29年4月1日に施行された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により、子ども・子育て支援制度における1号認定こどもの保育料の負担軽減が図られることとなりました。これに応じ、銚子市立幼稚園の保育料も、国の制度改正の趣旨に沿った負担軽減を図ろうとするものです。

内容は、市民税所得割合算額が77,100円以下のひとり親世帯等及び市民税非 課税世帯の第2子の保育料の負担軽減です。

保育料は、市民税所得割合算額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子が月額2,870円から月額1,140円と改正前の約4割に、市民税非課税世帯の第2子が月額1,500円から無料に、それぞれ改正しようとするものです。

改正規則は、公布の日から施行するものとし、平成29年4月1日から適用させようとするものです。以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

これまでは市民税非課税世帯も1,500円を負担していたのですか。

【学校教育課長】

そのとおりです。国の制度の改正によって、市の制度も変えようとするものです。

【教育長】

これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

計論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第24号について、原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3及び日程第4を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮り します。

議案第25号及び議案26号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため 審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、議事録の公開は9月1日以降 にいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第25号並びに議案26号は非公開とし、議事録への記載はしないこととします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《職 員 退 室》

【教育長】

休憩に前に引続き、会議を開きます。

日程第3 議案第25号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第25号「平成30年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について」ご 説明申し上げます。

本議案は、平成30年度に本市の小・中学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するものであります。

教科用図書いわゆる教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律」の第14条及び施行令第15条から4年間は同一のものを採択することになって おります。小学校は平成27年度から4年間、中学校は平成28年度から4年間、同 一の教科書を採択しなければならないことになります。

また、特別支援学級用の教科用図書につきましては、毎年採択することとなっております。

なお、本年度は、新たに平成30年度に使用する小学校「特別の教科 道徳」の教 科用図書の採択の年度にあたっております。

その採択にあたりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第十二条、第十三条により、県が設定する採択地区で協議会を設けて、同一のものを採択することとなっております。

銚子市、旭市、匝瑳市の3市が同一地区で、6月6日と7月10日の2回にわたり 海匝採択地区協議会が開催され、小・中学校用教科用図書、及び特別支援学級用の教 科用図書、並びに小学校「特別の教科」道徳」の教科用図書の選定が行われました。

資料の1ページ及び2ページをご覧ください。1ページは小学校用教科用図書、2ページは中学校用の教科用図書ですが、これらは昨年度教育委員会において採択され、現在、本市で使用しているものです。先程申しましたとおり、4年間は、同一のものを採択しなければならないこととなっておりますので、今年度もこれらの教科書を採択していただくことになります。

次に、3ページをご覧ください。文部科学省著作の特別支援学校用教科書でございます。通称、星本と呼ばれているもので、星一つから星三つが小学校用、星四つが中学校用で、国語、算数、数学、音楽の教科書があります。これらを、小・中学校用の特別支援学級用教科書として、毎年採択しております。本市の特別支援学級では、各学校とも通常の教科書を無償給付し、この文部科学省著作の教科用図書につきましては、実態としては給付されておりません。ただし、今後の可能性を踏まえて、今年度も採択することになります。

また、特別支援学級では、その実態から、一般の図書を教科書に代わって無償給与することができます。小中学校の教科用図書や、文部科学省著作の教科用図書でも、児童生徒の実態に合わない場合については、それらに代わって、絵本等の一般図書を無償で給付できるというものです。この一般の図書は、使用する児童生徒の実態が変わることから、毎年選定をして、採択することとなっています。資料の4ページから7ページにこちらの一覧が載せてあります。この一覧の図書は、千葉県により選定されたもので、この中から、地域の実態にあわせて選定することになりますが、表の右の欄に丸印がついているものが、海匝採択地区協議会で選定された図書であります。

これまで、本市では、この一般の図書を教科用図書として無償給付した実績はございませんが、こちらも、今後の可能性を鑑みて採択する必要がございます。

最後に、資料の8ページをご覧ください。新設されます、小学校「特別の教科 道徳」に係る教科用図書について、ご説明いたします。来年度、平成30年度から、小学校では道徳が教科化され、これまでの副読本に替わって、教科書を用いた授業が行われるようになります。採択に際しては、他の教科用図書採択時と同様に、海匝採択地区協議会が調査員を委嘱し、その報告をもとに協議がなされた上で、資料のとおり

採択が行われました。

以上で議案第25号の説明を終わりますが、採択結果につきましては、教科用図書の採択期間が、法令で8月31日までと決められておりますことから、8月末までは、 非公開とさせていただきます。資料につきましても審議終了後回収させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

道徳の教科書について、今年採択された教科書は、平成30年度まで使用するということでよろしいでしょうか。

【教育長】

そうです。

【鈴木委員】

中学校についてはどのようになっていますか。

【学校教育課長】

来年度、道徳の教科書の採択が行われ、平成31年度に教科書を使用した授業が始まります。

【教育長】

これをもって、質疑を終結します。

これより採決をいたします。議案第25号について、原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第26号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第26号「平成30年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」 提案理由を説明します。

本議案は、銚子市立銚子高等学校で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。

高等学校の教科書は、銚子市立高等学校管理規則第16条の規定により、毎年、学習指導要領に基づいて編集され、文部科学省の検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、これ

を受けて、教育委員会が採択するものです。

別紙の「平成30年度使用高等学校教科書選定理由書」をご覧ください。これは、 校長により選定された教科書の一覧を示したものです。今回、市立高校において選定 された教科書は、普通教育に関する教科では、「国語」が4点、「地理歴史」が6点、 「公民」が3点、「数学」が5点、「理科」が7点、「保健体育」が1点、「芸術」が 9点、「外国語」が5点、「家庭」が1点、「情報」が1点の計42点です。

専門教育に関する教科では、「理数」が7点、「家庭」が1点の計8点になります。 以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いい たします。

なお、資料につきましては、先程と同様、後ほど回収させていただきますので、併せてお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

校長先生が選定をしたということですが、これは市立高校だからこのような取扱いなのでしょうか。県立の場合はどのようになっていますか。

【教育長】

原則的に同様です。高等学校は校長が選定するということになっています。 県に準じて、市立高校も校長が選定しています。

【伊藤委員】

各校の校長先生の方針に乗っ取った教科書で授業を行うということでしょうか。

【教育長】

その通りです。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第26号について、原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり承認することと決しました。この際、暫時休憩いたします。

《職員再入室》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第25号及び26号は、原案のとおり承認することと決し

ました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第27号を議題といたします。 議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第27号「市立幼稚園の再編について」提案理由を説明します。

現在4園ある市立幼稚園を2園体制とし、その時期を平成32年度からとします。 2園体制の幼稚園は、現在の本城幼稚園及び豊里幼稚園に配置しようとするものです。 この2園体制に伴い、春日幼稚園及び海上幼稚園を平成31年度末に閉園とします。 平成31年度は、春日幼稚園及び海上幼稚園は5歳児(年長児)のみの保育とするため、平成30年11月に行う予定の両園の入園児の募集は、停止することとなります。 議案の内容は以上のとおりですが、これまでの経緯について説明します。

市立幼稚園については、就学前児童数の減少及び保育ニーズの変化等に伴い、入園児童数が減少傾向にあります。これまで市立幼稚園の休止・廃止等の基準に基づき、その取扱いを定め、休止・廃止の手続きを取ってきました。しかしながら、今後も幼児数の減少が見込まれ、市立幼稚園4か所の存続に不安をお持ちの方が相当数いらっしゃることから、教育委員会としての方針を示し、決定していくことが必要と判断し、今回の方針案の提案に至りました。

本方針案は、4月28日の教育委員協議会での協議を経て、市内4か所で説明会を 実施し、延60名の市民の参加がございました。さらに、7月5日に実施された銚子 市子ども・子育て会議においても、保護者代表、保育・教育に知識を有する方等に対 し、本件を議題に意見交換しました。また、市内の私立幼稚園及び私立保育園に対し、 市立幼稚園の2園体制に関する意見をアンケート形式により、意見徴取しました。

説明会及び子育て会議で出された主な意見等と回答は、次のとおりでした。

主なものを申し上げます。2園体制となった後に、市立幼稚園の休止・廃止基準に 則った休止廃止が行われ、すべての市立幼稚園がなくなってしまうこのではないかと 不安であると。これに対する回答は、2園体制後の休止・廃止については、現時点で 決定していません。休止廃止の基準に合致した場合は、再度検討していきます。と回 答しました。また、子育て支援に力を入れるならば、市として補助金体制(子育て世 代への経済的負担軽減)を図るべきとの意見に対し、貴重な意見としてお伺いします。 と回答しました。延長保育についての要望に対しては、1時間程度の延長について、 検討していきますと回答しました。

次に、市内私立幼稚園等へのアンケート結果を説明します。

私立幼稚園2園及び私立保育園6園から回答いただき、2園体制とする方針案は「妥当である」との意見が半数の4園、「市立幼稚園はすべて廃止してもよい」という意見が半数の4園からありました。2園体制を妥当と回答した4園のうち、2園体制の実施時期を平成32年度からとすることについては、「妥当」が3園、「平成31年度

以前に早めた方がよい」が1園でした。

併せて2園体制の場所を本城幼稚園及び豊里幼稚園とする方針案については、「妥当」が3園、その他「未来を見据えて期間があるので、そのときまで検討してもよいのでは」との意見が1園ありました。

その他意見としましては、「市の財政状況、事業仕分けでの結果等を考えると、全市立幼稚園の廃止は致し方ない。既存の私立幼稚園、公立・私立保育園も頑張っているので、英断を下してほしい。」との意見がありました。

2園体制としその時期を平成32年度からとすること、2園体制の場所を本城幼稚園と豊里幼稚園の2か所とすることについて、全体的なご理解はいただけたものと考えております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

市内の私立幼稚園2園及び私立保育園6園にアンケートを行ったとのことですが、 公立の保育所には行わなかったのですか。

【教育部長】

行っておりません。公立保育所については、常に教育委員会と福祉部局と、協議しております。また、子ども子育て会議の事務局が福祉部局ですので、それにおいては、教育委員会の方針も理解していると考えています。

【鈴木委員】

公立の保育所に通っている保護者についてはどうでしょうか。

【教育部長】

今回市内4カ所で市民の方向けに説明会及び意見交換会を行っています。それについては、保育所の保護者の方も来ていただいて結構ということにしておりますので、そういう中での説明と意見交換はしていると考えています。

【教育長】

公立の職員は常に意見交換は行っているが、私立の職員の方との意見の交流の場がなかったので、今回のアンケートについては、改めで意見を聞いたということです。

【教育長】

確認ですが、園児数が減少する中での今後の幼稚園のあり方ということで、一昨年から今まで協議会でどうするか何度か協議し、今年の4月28日の協議会で方向性を出して、市内各幼稚園で説明会を行い、さらに子育て会議での協議を経て、最終的に教育委員会で皆さんにお諮りしたいということで議題として提出させていただいています。大八木委員いかがでしょうか。

【大八木委員】

結構です。

【教育長】

八角委員、この方針でよろしいでしょうか。

【八角委員】

必要な手続きを経て導いた結論ですから、これで進めていったらいかがかと思います。

【教育長】

伊藤委員いかがでしょうか。

【伊藤委員】

色々なことを考えた結果、2園体制にするのが市として一番いいのかなと思います。

【教育長】

鈴木委員はいかがでしょうか。

【鈴木委員】

私は賛成ですが、先程のアンケートにも非常にいい意見があった。私は市立の幼稚園はもう時代に追いついていない、私立の幼稚園あるいは保育園所にすべて任せた方がいいという意見なので、今回の段階を経て廃止する分にはいいと思います。

【教育長】

ほかにご意見ありますでしょうか。

【教育長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第27号について、原案のとおり承認することに 賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時47分

以上をもちまして、平成29年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成29年8月29日

署名委員 鈴木猛志

署名委員 大八木鷹次